

令和6年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分）

◎東京労働局（局長 増田 嗣郎）は、令和6年度中に行われた管下 18 労働基準監督署（支署）における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

- ① **脳・心臓疾患**の請求件数は増減なし、支給決定件数は増加。
 - ・請求件数は 158 件であり、前年度と同じ
 - ・支給決定件数は 44 件であり、前年度に比べ 30 件（214.3%）増
- ② **精神障害事案**の請求件数は増加、支給決定件数も増加。
 - ・請求件数は 763 件であり、前年度に比べ 5 件（0.7%）増
 - ・支給決定件数は 143 件であり、前年度に比べ 26 件（22.2%）増

（業種別・職種別・年齢別の支給決定件数等は、別表のとおり。）

◎東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。（別紙のとおり。）

担 当 部 署

東京労働局 労働基準部
労災補償課長 勝見 達也
主任労災補償監察官 木嶋 健二

電話：03－3512－1617

【別表】

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年度 区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
脳・心臓疾患	請求件数	117(12)	158(25)	158(29)
	決定件数	70(7)	75(14)	136(16)
	うち 支給決定件数	24(1)	14(1)	44(2)
	認定率	34.3(14.3)%	18.7(7.1)%	32.4(12.5)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 () 内は女性の数で内数である。

2 精神障害等の労災補償状況

年度 区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精神障害	請求件数	540(260)	758(408)	763(426)
	決定件数	428(202)	433(242)	780(426)
	うち 支給決定件数	127(56)	117(65)	143(70)
	認定率	29.7(27.7)%	27.0(26.9)%	18.3(16.4)%
うち自殺	請求件数	32(4)	32(7)	28(4)
	決定件数	27(6)	15(1)	41(8)
	うち 支給決定件数	8(1)	9(1)	13(2)
	認定率	29.6(16.7)%	60.0(100.0)%	31.7(25.0)%

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 () 内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

3 令和6年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺（未遂も含む）]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
農業，林業，漁業， 鉱業，採石業， 砂利採取業	0(0)	0(0)	0(0)	2(2) [0(0)]	1(1) [0(0)]	0(0) [0(0)]
建設業	14(0)	9(0)	2(0)	34(6) [3(0)]	38(8) [6(2)]	14(3) [3(0)]
製造業	10(0)	10(0)	4(0)	55(31) [1(0)]	44(22) [3(0)]	9(4) [2(0)]
情報通信業	15(2)	13(1)	5(1)	108(57) [5(2)]	100(50) [8(2)]	11(5) [1(0)]
運輸業，郵便業	17(3)	27(2)	12(0)	33(11) [1(0)]	36(15) [2(0)]	9(4) [1(0)]
卸売業・小売業	28(3)	25(4)	3(0)	104(55) [7(1)]	118(66) [11(2)]	14(8) [3(1)]
金融業・保険業	2(0)	1(0)	1(0)	23(16) [3(0)]	28(15) [0(0)]	0(0) [0(0)]
宿泊業， 飲食サービス業	14(5)	10(2)	7(1)	51(27) [2(0)]	48(29) [1(0)]	13(4) [0(0)]
教育，学習支援業	5(3)	3(1)	0(0)	29(14) [0(0)]	26(17) [0(0)]	3(1) [0(0)]
医療，福祉	10(5)	6(3)	0(0)	139(101) [1(0)]	155(109) [4(2)]	33(24) [1(1)]
その他の事業 （上記以外の事業）	43(8)	32(3)	10(0)	185(106) [5(1)]	186(94) [6(0)]	37(17) [2(0)]
合 計	158(29)	136(16)	44(2)	763(426) [28(4)]	780(426) [41(8)]	143(70) [13(2)]

注 1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 () 内は女性の数で内数である。

4 令和6年度 職種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺（未遂も含む）〕		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
管理的職業従事者	9(1)	16(1)	10(1)	44(16) [3(0)]	55(19) [9(0)]	21(5) [5(0)]
専門的・技術的職業従事者	33(8)	25(3)	8(1)	227(124) [6(0)]	228(119) [13(1)]	56(30) [5(1)]
事務従事者	27(9)	12(5)	1(0)	243(175) [6(4)]	244(162) [11(5)]	21(13) [0(0)]
販売従事者	29(3)	21(2)	4(0)	86(43) [5(0)]	86(43) [6(2)]	12(6) [3(1)]
サービス職業従事者	16(6)	13(3)	6(0)	93(53) [3(0)]	110(65) [1(0)]	23(11) [0(0)]
生産工程従事者	4(0)	4(0)	3(0)	17(7) [2(0)]	15(8) [1(0)]	4(4) [0(0)]
輸送・機械運転従事者	12(0)	19(0)	8(0)	26(3) [1(0)]	16(1) [0(0)]	2(0) [0(0)]
建設・採掘従事者	10(0)	3(0)	0(0)	11(0) [2(0)]	8(1) [0(0)]	2(0) [0(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	11(2)	16(2)	2(0)	9(3) [0(0)]	13(6) [0(0)]	2(1) [0(0)]
その他の職種 (上記以外の職種)	7(0)	7(0)	2(0)	7(2) [0(0)]	5(2) [0(0)]	0(0) [0(0)]
合 計	158(29)	136(16)	44(2)	763(426) [28(4)]	780(426) [41(8)]	143(70) [13(2)]

注 1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 () 内は女性の数で内数である。

5 令和6年度 年齢別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺（未遂も含む）〕		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
29 歳以下	5 (1)	2 (0)	0 (0)	168 (112) [6 (2)]	172 (117) [7 (2)]	33 (20) [2 (1)]
30 歳から 39 歳	7 (0)	6 (0)	1 (0)	205 (112) [7 (0)]	209 (105) [9 (2)]	45 (24) [3 (1)]
40 歳から 49 歳	27 (4)	39 (5)	16 (2)	207 (112) [4 (1)]	207 (106) [15 (3)]	27 (11) [4 (0)]
50 歳から 59 歳	73 (15)	59 (6)	20 (0)	151 (76) [7 (0)]	171 (86) [9 (0)]	35 (14) [4 (0)]
60 歳以上	46 (9)	30 (5)	7 (0)	32 (14) [4 (1)]	21 (12) [1 (1)]	3 (1) [0 (0)]
合 計	158 (29)	136 (16)	44 (2)	763 (426) [28 (4)]	780 (426) [41 (8)]	143 (70) [13 (2)]

注 1 () 内は女性の数で内数である。

東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

- 1 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
[生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成](#)を行う。
- 2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するための取組
 - ア 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施する。
 - イ 長時間労働を行わせた場合、医師による面接指導の実施等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図る。
- 3 メンタルヘルス対策の取組
 - ア 厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成28年12月26日の「過労死等ゼロ」緊急対策等を踏まえ、精神障害の労災認定があった事業場に対して個別指導を実施する。

また、傘下事業場において、概ね3年程度内の期間に、精神障害に関する労災認定が複数行われた場合、企業本社に対して、全社的な過労死等防止の取組について指導を行う。

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際、[「パワーハラスメント対策導入マニュアル」](#)等を活用し、対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について指導を行う。
 - イ [「メンタルヘルス指針」](#)及び[「ストレスチェック指針」](#)の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。
 - ウ [「東京産業保健総合支援センター」](#)のメンタルヘルス対策促進員による訪問指導の活用促進を図る。
 - エ メンタルヘルスに関するポータルサイト[「こころの耳」](#)の利用促進を図る。